

IP and IT 時々刻々

弁護士法人内田・鮫島法律事務所

目次

- パートナー就任のご挨拶 1
- 新規加入弁護士のご挨拶 2
- ユーチューバー（動画配信者）とマネジメント会社との契約を巡るトラブル
—東京地裁令和6年7月8日（令和5年（ワ）第70722号）— 3
- 著作物ではないバンドスコアの模倣行為について不法行為の成立を認めた事例
—東京高判令和6年6月19日（令和3年（ネ）第4643号）— 8
- 活動 12

パートナー就任のご挨拶

このたび、2025年1月1日より、弊所パートナーに就任いたしました。これもひとえに、クライアントの皆様からの日頃のご厚情とご支援の賜物と、心より御礼申し上げます。これまで、IT・ソフトウェア分野における法務支援を軸に、様々なご支援に携わってまいりましたが、近年、急速なデジタル化や技術革新が進む中で、実務的なアドバイスをもって皆様のビジネスの発展に貢献できるよう、より一層研鑽し、法務サービスの充実に努めてまいりたいと存じます。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



弁護士 久礼 美紀子

本年より、弁護士法人内田・鮫島法律事務所のパートナーに就任させていただくこととなりました。私は、入所以来、「技術法務で、日本の競争力に貢献する」との事務所理念の下、前職で得た知識・経験や、獣医師としてのバックグラウンド等を生かしつつ、様々な案件に取り組ませていただきました。このような経験を得ることができたのは、弊所にご依頼くださるクライアントの皆様のおかげにほかなりません。引き続き、皆様のご期待に応えられるよう、研鑽を怠ることなく、業務に取り組む所存です。今後とも、より一層のご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 永島 太郎

新規加入弁護士のご挨拶

このたび、弁護士法人内田・鮫島法律事務所に入所いたしました阿形直起と申します。

私は、大学院修了後、KDDI 株式会社にて情報通信技術の研究開発に従事しておりました。研究開発を進める中で、開発した技術を事業に生かし、さらには社会を変えていくためには、知的財産および法律の理解が不可欠であると実感し、弁理士資格を取得して特許業務に携わるとともに、法律の学びを深めてまいりました。

今後は、これまでの経験と知見を生かし、お客様の技術力を基盤とした事業の発展に全力で貢献してまいります。未熟な点もあるかと存じますが、何とぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士・弁理士 阿形 直起

この度、弁護士法人内田・鮫島法律事務所に入所いたしました、弁護士の植竹彩圭と申します。私は、中央大学法学部を卒業後、慶應義塾大学法科大学院に進学し、在学中に司法試験に合格いたしました。

弁護士の多様な業務の中で、社会を豊かにする技術やサービスを世に送り出すための法的支援がしたいと考え、USLFの門を叩きました。大学からは文系の道を歩んでまいりましたが、科学技術や新しい事業のお話を伺うことに大きな魅力を感じております。

若輩者ではございますが、ひとつひとつの仕事に丁寧に取り組み、1日でも早く依頼者の皆様に信頼していただけるよう、邁進してまいります。

何卒よろしくお願い申し上げます。



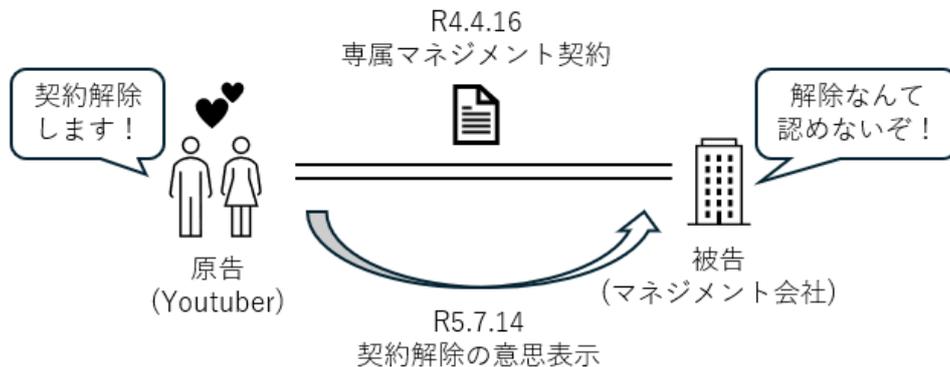
弁護士 植竹 彩圭

ユーチューバー(動画配信者)とマネジメント会社との契約を巡るトラブル —東京地裁令和6年7月8日(令和5年(ワ)第70722号)—

1. 事案の概要と争点

本件は、いわゆる「カップルユーチューバー」である原告らが、タレントのマネジメント会社である被告に対し、被告との間で締結したマネジメント契約（以下「本件契約」という場合がある。）が、原告らによる解除の意思表示をもって終了していることの確認を求めた事案です。カップルユーチューバー（YouTuber）とは、交際中や結婚中の男女2人が、1つのYouTubeチャンネルで動画を配信する形式で、2人の日常やデート、サプライズ、ケンカなど、リアルなやり取りを公開することにより、若者を中心に人気を集めているようです。

原告らは、令和4年4月16日、被告との間で、原告らの芸能活動に関する専属マネジメント契約（以下「本件契約」といいます。）を締結しました。その後、原告らは、被告に対し、令和5年7月14日をもって本件契約を解除する旨の通知書を送付しましたが、被告が契約の解除に応じなかったことから、訴訟となりました。



なお、原告らは、被告のウェブサイト広告に原告らの肖像やグループ名を使用する行為が、原告らのパブリシティ権侵害等を構成すると主張し、上記肖像及びグループ名の削除を併せて求めていました。しかし、被告が上記広告を任意に削除したことから、本訴訟の争点は、本件契約の解除の成否のみとなっていました。

本件契約には、以下のような定めが置かれていました。

※判決文より引用（下線部は筆者付与。以下同じ。）

ア 専属マネジメント契約

原告らは、被告に対して、契約期間中、独占的に、原告らの全世界における芸能活動についてのマネジメント業務を委託し、被告はこれを受託する（2条1項）。

原告らは、契約期間中に第三者との間で、名目を問わず、本件契約と同様の内容を有する契約又は矛盾する内容の契約を締結し、又は締結のための交渉をしてはならない（2条4項）。

イ 被告の業務

被告は、2条1項のマネジメント業務として、以下の業務を誠実に行わなければならない（5条）。

- (ア) 自らの名義によって第三者からの原告らに対する芸能活動の依頼を受け、原告らの芸能活動に関するスケジュール管理を行うこと
- (イ) 原告らの芸能活動に関する連絡、折衝、取材対応その他外部との交渉業務
- (ウ) 原告らの芸能活動から生ずる一切の知的財産権等の権利を自ら利用するとともに、第三者からの利用の申出に対し、許諾の可否を決し、許諾を与えること
- (エ) (ア)ないし(ウ)の業務に伴う報酬・対価・収益を収受し、その管理を行うこと
- (オ) 原告らの芸能活動に関する広告宣伝活動を行うこと
- (カ) (ア)ないし(オ)の各号の業務に付随する一切の業務を行うこと

ウ 原告らの義務

原告らは、契約期間中、被告の指示に従い誠実に、芸能活動、自らの芸能活動に関する広告宣伝活動、これらに付随する一切の活動を行わなければならない（6条1項）。

エ 契約期間

- (ア) 契約期間は、契約締結日より3年間とする（12条1項本文）。
- (イ) 原告ら及び被告は、12条1項に定める契約期間内であっても、合意により解除することができる（12条2項）。
- (ウ) 原告らは、契約終了後6か月間は、被告以外の芸能活動のマネジメント業務又はこれに類似する事業を行う法人又は個人と契約して、芸能活動を行ってはならない（12条3項）。

上記のとおり、本件契約の契約期間は3年間と定められ、契約期間内であっても合意により解除することができる旨の定めがありました（12条2項）。しかし、被告は、この定めを反対解釈し、「合意がなければ契約期間内の解除は認められない。」と主張しました。本件の争点は、前述のとおり原告らによる解除の成否ですが、具体的には以下の2点が問題となりました。

- （1）原告らが本件契約の解除権を放棄したといえるか（争点1）
- （2）本件契約の解除権の行使が権利の濫用に当たるか（争点2）

2. 裁判所の判断

まず、裁判所は、争点1（解除権の放棄）に関し、「委任者は、明らかに解除権を放棄したと認められる特段の事情がない限り、いつでも委任契約の解除をすることができるものと解するのが相当である」とした上で、原告らにおいて明らかに解除権を放棄したものと認めることはできないと判示しました。

1 争点1（原告らが本件契約の解除権を放棄したといえるか）について

- (1) 民法656条が準用する651条1項は、委任契約が当事者間の信頼関係を基礎とする契約であることに鑑み、各当事者がいつでもその解除をすることができる旨規定している。同項の上記の趣旨目的に鑑みれば、委任者の意思に反して事務処理を継続させることは、委任者の利益を阻害し、もって委任契約の本旨に反することからすると、委任者が委任契約を解除することによって、受任者が不利益を受ける場合には、受任者は、同条2項に基づき、委任者から損害の賠償を受けることによって、その不利益を填補されれば足りるというべきである（最高裁昭和54年（オ）第353号同56年1月19日第二小法廷判決・民集35巻1号1頁参照）。

したがって、委任者は、明らかに解除権を放棄したと認められる特段の事情がない限り、いつでも

委任契約の解除をすることができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、証拠（甲2）によれば、本件契約12条2項は、契約当事者は契約期間内であっても合意により解除することができる旨規定するところ、上記の規定内容は、合意解除を定めたものにすぎず、原告らが本件契約の解除権を放棄する旨を明記するものとはいえない。

上記の事情の下においては、上記特段の事情を認めることはできず、原告らは、民法656条が準用する651条1項の規定により、いつでも本件契約を解除することができるというべきである。

(2) これに対し、被告は、本件契約の性質及び態様によれば、本件契約は途中解約を前提としないものである上、本件契約12条2項は契約期間内の任意解除を排除する規定であり、上記特段の事情が認められる旨主張する。

しかしながら、証拠（甲2）及び弁論の全趣旨によれば、本件契約は、原告らの芸能活動におけるマネジメントを主たる目的とするものであり、そもそも、委任者である原告らの利益のために締結されたものであることが認められる。そうすると、本件契約が途中解約を前提としないものであったとする被告の主張は、その前提を欠く。

そして、委任者の解除権が制限されるのは、委任者において明らかに解除権を放棄したという特段の事情が認められる場合に限られると解すべきことは、上記において説示したとおりである。しかしながら、本件契約に係る書式は、被告の定型書式を利用したものにすぎず、原告らが解除権を放棄する旨の特約は明記されていないのであるから、原告らにおいて明らかに解除権を放棄したものと認めることはできない。

その他に、被告主張に係る本件契約の性質及び態様を改めて検討しても、原告らにおいて明らかに解除権を放棄したことをいうに足りず、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

上記の判示部分では、合意解約の定めは解除権を放棄する定めではないことや、本件契約の契約書が被告の定型書式（雛形）を利用したものであり、解除権を放棄する旨の特約が明記されていないことが指摘されています。

次に、争点2（解除権の濫用）に関し、被告であるマネジメント会社は、原告が本件契約の契約期間中に別のエージェントと交渉等をしていた事実などから、解除権の行使が権利の濫用（民法第1条第3項）に当たると主張しました。しかし、裁判所は、解除権の行使が制限されるのは、「明らかに解除権を放棄したという特段の事情が認められる場合」に限られるところ、本件ではそのような特段の事情が認められないとして、被告の主張を排斥しました。

2 争点2（本件契約の解除権の行使が権利の濫用に当たるか）について

被告は、原告らにおいて本件契約の解除権が認められるとしても、原告らは本件契約の契約期間中に別のエージェントと交渉等をしていた事実を踏まえると、原告らが解除権を行使することは、権利の濫用に当たり許されない旨主張する。

しかしながら、本件全証拠によっても、被告主張に係る事実を認めるに足りず、被告の主張は、その前提を欠く。のみならず、委任者の解除権が制限されるのは、委任者において明らかに解除権を放棄したという特段の事情が認められる場合に限られるというべきであるから、仮に被告主張に係る上記事実が認められたとしても、委任契約の性質に鑑み、その解除権の行使が権利の濫用に当たるものと直ちに

解することはできない。

その他に、被告提出に係る準備書面及び証拠を改めて検討しても、前記説示に係る委任契約の性質に鑑みると、いずれも上記判断を左右するに至らない。したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。

3. 本判決の検討

本件は、「専属マネジメント契約」と称する契約において、独占的な委託業務であることが契約上明記され、さらに契約期間中における他のエージェント（マネジメント会社）との契約や交渉についても、契約上制限（禁止）されていた事案です。このため、原告による一方的な解除権の行使は、被告のマネジメント会社にとっては納得の行かないものであったかもしれません。

しかし、「専属マネジメント契約」のような準委任契約¹（民法第656条）は、民法の規定上、各当事者がいつでも解除することができるのが原則で（同第651条第1項）、受託者が解除権を放棄したと認められる特段の事情がある場合に限り、例外的に解除権の行使が制限され得るにすぎません（後述の最高裁判例を参照）。したがって、上記判示のとおり、途中解除不可の特約を明記していない場合、上記の原則の方が適用され、契約期間中であっても契約は解除可能となります。

本判決で引用されている最高裁昭和54年（オ）第353号同56年1月19日第二小法廷判決は、以下のとおり、委任契約が受任者（本件の場合はマネジメント会社）の利益のためにされている場合であっても、そのことを理由に契約解除を認めないのは委任契約の本旨に反するものであるとして、契約の解除を認めています。本判決の結論は、この最高裁判決の判示に照らしても当然といえます。

※最高裁昭和54年（オ）第353号判決より抜粋

ところで、本件管理契約は、委任契約の範ちゆうに属するものと解すべきところ、本件管理契約の如く単に委任者の利益のみならず受任者の利益のためにも委任がなされた場合であつても、委任契約が当事者間の信頼関係を基礎とする契約であることに徴すれば、受任者が著しく不誠実な行動に出る等やむをえない事由があるときは、委任者において委任契約を解除することができるものと解すべきことはもちろんであるが（最高裁昭和三九年（オ）第九八号同四〇年一二月一七日第二小法廷判決・裁判集八一号五六一頁、最高裁昭和四二年（オ）第二一九号同四三年九月二〇日第二小法廷判決・裁判集九二号三二九頁参照）、さらに、かかるやむをえない事由がない場合であつても、委任者が委任契約の解除権自体を放棄したものと解されない事情があるときは、該委任契約が受任者の利益のためにもなされていることを理由として、委任者の意思に反して事務処理を継続させることは、委任者の利益を阻害し委任契約の本旨に反することになるから、委任者は、民法六五一条に則り委任契約を解除することができ、ただ、受任者がこれによつて不利益を受けるときは、委任者から損害の賠償を受けることによつて、その不利益を填補されれば足りるものと解するのが相当である。

しかるに原審が、受任者である被上告人の利益のためにも委任がなされた以上、委任者である飯田はやむをえない事由があるのでない限り、本件管理契約を解除できないと解し、飯田が解除権自体を放棄したものと解されない事情があるか否かを認定しないで、同人のした本件管理契約の解除の効力を否定したのは、委任の解除に関する法令の解釈適用を誤り、ひいては、審理不盡、理由不備の違法をおかしたものであると、右違法が判決に影響を及ぼすことは明らかである。この点に関する論旨は、結局理由があり、

¹ 法律行為以外の事務処理を委託する契約のこと。

その余の論旨について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件についてはさらに審理を尽くさせるのが相当であるから、これを原審に差し戻すこととする。

もっとも、上記の最高裁判決は、「・・・ただ、受任者がこれによつて不利益を受けるときは、委任者から損害の賠償を受けることによつて、その不利益を填補されれば足りる・・・」とも判示していることから、契約の解除が認められても、損害賠償を請求されるリスクが残ってしまう点には注意が必要です。

上述した最高裁判決の法理は、2020年4月より施行された改正民法の規定にも、以下のとおり反映されています。

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

- 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
- 二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

4. 最後に

ユーチューバー（動画配信者）にまつわる紛争は、近年特に増加傾向にあります。多くのケースは動画配信者に対する名誉毀損やプライバシー侵害（氏名／住所の公表等）が問題となったものですが、中にはVTuber²とコンテンツ制作会社との契約の性質が問題となった事案（東京地判令和6年9月20日（令和4年（ワ）第21108号）や、広告会社が制作した宣伝動画がYoutube上でBAN³（削除）されたことが債務不履行に該当するか否かが争われた事案（東京地判令和3年10月14日（令和2年（ワ）第11440号）のような、新しい紛争類型も出現しつつあります。

一方で、本判決に係る紛争は、契約において民法の規定（任意規定）が排除されていないために、民法の規定がそのまま適用されたという当然の結末であり、紛争類型としては目新しくても、従前の法的枠組みで十分に対処可能なものだったといえます。我々弁護士としては、世の中の変化に伴って新しい問題に直面した場合でも、慌てず冷静に法的思考を働かせることで、当該問題に対し適切に対処することを心がけたいものです。

（執筆） 弁護士・弁理士 丸山 真幸

² 2Dや3DのAvatar（ユーザーの分身として利用されるキャラクター）を使って、YouTubeなどの動画配信プラットフォームで活動する動画配信者のこと。

³ 規約違反や不正行為などによって投稿動画が削除されたり、アカウントが停止されること。

著作物ではないバンドスコアの模倣行為について不法行為の成立を認めた事例 —東京高判令和6年6月19日(令和3年(ネ)第4643号)—

従来より、著作権法を含む知的財産法で保護されない表現を保護するためには、不法行為の成立が認められる必要があるとされています。この種のリーディングケースである最判平成23年12月8日(平成21年(受)第602号・第603号、以下「北朝鮮事件」とします。)は、不法行為の成立を認めるためには「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」が必要であると、以降の多くの裁判例は、当該規範に基づき不法行為の成立を否定してきました。「バンドスコア」の模倣行為が問題となった本件では、かかる枠組みの下で初めて不法行為の成立が認められました。



1. 著作物性の認められないバンドスコアの保護

そもそも、「バンドスコア」(以下、単に「スコア」と称する場合があります。)とは、バンド演奏者向けに各パート(ボーカル、ギター、ベース、キーボード、ドラム等)の演奏内容を採譜した楽譜です。スコア制作者(以下単に「スコア制作者」とします。)は、通常、既存の楽曲中の各パートの演奏内容を全て聴取(耳コピ)しながら採譜するため、採譜自体の労力はもちろん、楽曲の内容を可能な限り正確に耳コピしつつ採譜するための高度な技量が必要とされます。

バンドスコア上に表現された原曲自体は、作曲者等の著作物⁴です。一方、スコアそのものは、全ての演奏者が演奏内容を正確に再現できるよう、一定のルールに従い採譜されているため、創作的な表現とはいえ、著作物性を肯定するのは厳しいと考えられます⁵。そのため、著作権法で保護されない表現物については、不法行為による保護を検討することになります。なお、スコアの表現内容に個性が認められないとしても、スコア制作者の採譜能力やコンディション等の諸事情により(同一の楽曲であっても)結果としてスコア制作者ごとに内容や形式の差異(ばらつき)が生じるため、模倣行為の有無については丁寧な認定が必要となります。

2. 東京高判令和6年6月19日(令和3年(ネ)第4643号)

(1) 事案の概要

被控訴人(原審被告)であるY社の代表W1氏は、平成20年8月頃から平成31年4月頃までの間に、控訴人(原審原告)X社が出版、販売する約600曲もの楽曲(以下併せて「本件楽曲」とします。)のバンドスコアを購入しました。そして、Y社は、X社に無断で、本件楽曲のうち598曲についてスコアを制作し、これを複数のウェブサイトで無料公開して広告料収入を得ていました(以下「本件行為」とします。)。X社は、本件行為が同社の営業上の利益を侵害したとして、Y社及びW1等に対し、不法行為等に基づき、損害の一部として5億円及び遅延損害金を連帯して支払うよう求めました。第一審(原審)⁶は、主にY社がX社のスコアを模倣したかどうかを判断しましたが、「模倣」を認めることができないとして、不法行為の成立を否定し、請求を棄却しました。なお、同判決は、仮に模倣が認定されたとして、

⁴ 著作権はJASRACにより管理されるのが通常です。

⁵ 本件でも、一番原告は、主位的請求で著作権侵害を主張していません。

⁶ 東京地判令和3年9月28日(平成30年(ワ)第19860号、平成30年(ワ)第33090号)

不法行為の要件である「他人の権利又は法律上保護される利益」の「侵害」がどのように認められるのかを明らかにしていません。X社は、同判決を不服として控訴しました。

(2) 判旨⁷

控訴審は、Y社がX社のスコアを模倣した事実を認定し、Y社が、故意により、本件行為によって違法にX社の営業活動上の利益を侵害し、同社に損害を与えたとして、Y社に対し、1億6925万5305円および遅延損害金の支払いを命じました。以下、その判旨を紹介します。

ア 不法行為の成否の判断基準

バンドスコアが著作権法により保護を受ける著作物（同6条各号）に該当しない点に触れ、このような著作物の利用行為が不法行為を構成するための判断基準として、北朝鮮事件の前記規範を引用しました。その上で、バンドスコア制作者が採譜にかけた時間、労力及び費用へのフリーライドが許容されれば、その売上減少等の不利益が生じ、スコア制作のインセンティブ喪失に伴い、多大な時間、労力及び費用を投じて採譜の技術を修得しようとする者がいなくなり、ひいては、音楽出版業界が衰退し音楽文化の発展を阻害する結果になる点に言及しました。そして、「他人が販売等の目的で採譜したバンドスコアを同人に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為については、採譜にかかる時間、労力及び費用並びに採譜という高度かつ特殊な技能の修得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもって、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為であって、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものといえることから、最高裁平成23年判決のいう特段の事情が認められるというべきである。」として、Y社がスコアを制作するにあたり、X社に無断でこれを模倣したのであれば、不法行為が成立すると判断しました。

イ 模倣性の判断基準及び模倣行為の認定

音自体の表記（音高、音価、音色）や音楽の表記（メロディ、ハーモニー、リズム）の一致の度合い、特有の表記の継承の有無、ギター演奏ポジションの一致の度合い等を踏まえ、「基本となる演奏情報」がほとんど全て一致し、そのような事象がスコア全体に及んでいれば、模倣性が認められるとし、このような事象が相当数の楽曲に及ぶ場合、Y社が全体としてX社のスコアを模倣したと認めることができるという判断基準を示しました。

本件では、特にX社スコアの誤りや特有の表記等が継承されているといった事情が認定され、また、採譜結果についてスコア制作者毎のばらつきが大きいことを踏まえても、X社スコアと同業他社制作スコアの一致率に比べ、X社スコアとY社スコアの一致率が極めて高い等の事情が認定され、Y社は、X社スコアを模倣したと推認されるとしました。

⁷ 賠償額については、本記事の検討対象外とします。

3. 同種事案に係る過去の裁判例

(1) 北朝鮮事件より前の裁判例

著作権法、不正競争防止法等で保護されない表現物の模倣について、不法行為の成立を認めた裁判例は複数ありました。例えば、東京高判平成3年12月17日（平成2年（ネ）第2733号、木目化粧紙事件）、東京地判平成13年5月25日（平成8年（ワ）第25582号、平成8年（ワ）第10047号、自動車データベース事件）、知財高判平成17年10月6日（平成17年（ネ）第10049号、YOL事件）、知財高判平成18年3月15日（平成17年（ネ）第10095号、通勤大学法律コース事件）等が挙げられます。

(2) 北朝鮮事件（リーディングケース）

北朝鮮で製作された映画の一部を日本国内で放送する行為について、原審⁸は、著作権法上の保護を受けない著作物であっても、その利用行為が「社会的相当性を欠くものと評価される時は、不法行為法上違法とされる場合がある」として、控訴人の一部に対する不法行為の成立を認めました。しかし、上告審は、「ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならない…著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」という規範を示しました。

続けて、「1審原告×1が主張する本件映画を利用することにより享受する利益は、同法（筆者注：著作権法）が規律の対象とする日本国内における独占的な利用の利益をいうものにほかならず、本件放送によって当該利益が侵害されたとしても、本件放送が1審原告×1に対する不法行為を構成するとみることはできない。」と判示しました。つまり、1審原告×1は、著作権法上で保護される独占的な利用の利益の侵害のみ主張し、上告審の判示する「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益」の主張はないので、不法行為が成立する余地はない、としました。

上告審は、さらに踏み込んで、「仮に、1審原告×1の主張が、本件放送によって、1審原告×1が本件契約を締結することにより行おうとした営業が妨害され、その営業上の利益が侵害されたことをいうものであると解し得るとしても、前記事実関係によれば、本件放送は、テレビニュース番組において、北朝鮮の国家の現状等を紹介することを目的とする約6分間の企画の中で、同目的上正当な範囲内で、2時間を超える長さの本件映画のうちの合計2分8秒間分を放送したものにすぎず、これらの事情を考慮すれば、本件放送が、自由競争の範囲を逸脱し、1審原告×1の営業を妨害するものであるとは到底いえないのであって、1審原告×1の上記利益を違法に侵害するとみる余地はない。」として「本件放送は、1審原告×1に対する不法行為とはならない」と判示しています。この判示も、本件放送について、前記「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」はないことを指摘しているものと理解されます。

北朝鮮事件が、著作権侵害が成立しない事案における不法行為の成立を「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」がある場合に限定している背景として、知的財産法に基づき排他的権利の及ぶ範囲については立法の決定がある以上、かかる権利の及ばない情報の利用行為については、原則として不法行為の成立を否定すべきとする立場であるともいわれています⁹。

⁸ 知財高判平成20年12月24日（平成20年（ネ）第10011号）

⁹ 山田真紀「最高裁判所判例解説 民事篇」（2014年）734頁以下。なお、田村善之「知的財産権と不法行為」（同編著「新世代知的財産法政策学の創成」（2008年・42頁以下））も、知的財産権の創設が立法により決定されたのであれば、司法による保護の創設には慎重であるべきと評しています。

(3) 北朝鮮事件より後の裁判例

その後、著作物性のない情報の利用行為について、前記「(2)」の規範を引用しつつ不法行為を否定する裁判例が多数であるため¹⁰、同種事案において不法行為を成立させるためのハードルが上がったとも考えられます。一方、新たな動きとして、大阪高判令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年（ネ）第 338 号、棋譜事件）では、リアルタイムで有償配信していた棋戦・棋譜情報を、ほぼ同時に無償配信する行為について、不法行為の成立を認めています。

4. 検討¹¹

結論には賛成ですが、検討すべき課題はまだ多いと考えられます。

確かに、情報・データは、基本的には本来万人が自由に利用できるというパブリック・ドメインの考え方を尊重しつつ、また、著作権法の理念でもある表現の自由と創作者の保護のバランスを図るため、著作権法等で保護されない情報の利用行為を安易に保護するのは慎重であるべきといえます。一方で、知的財産法による保護に限界がある事例もあるところ、北朝鮮事件が示した「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」を肯定できる様なケースは明らかではありませんでした。

そのため、本件行為について不法行為の成立を認めた本判決は、前記棋譜事件等と併せて、新しい動きであるとの印象を受けます。少なくとも「特段の事情」の肯定例と否定例の境界線をクリアにするための貴重な先例となりそうです。そうだとすると、前記結論に至ったのは、本件行為について、以下の事情が評価されたことがポイントであるといえ、不法行為が成立するためのハードルが緩んだわけではないとも考えられます。

- 多大な時間、労力及び時間を要する採譜作業のみならず、そのための技能習得へのフリーライドであること。
- 前記フリーライドが大量かつ組織的に行われ、X社の営業損失のみならず、音楽出版業界を含む音楽文化の発展そのものへの広い影響を及ぼすこと。
- バンドスコアは、著作物法による保護は期待できない表現物であるところ、同法の規律しない異なる利益としてX社の営業上の利益を保護することが許容されること¹²。

今後も、同種案件で不法行為に基づく請求を行うためには、フリーライド行為及びこれにより生じる量的・質的インパクトの大きさを明らかにできるか、知的財産権法で救済されにくい利益の侵害を問題とすることができるか、模倣行為等の態様をどれだけ詳細に主張立証できるかがポイントとなりそうです。なお、本件は東京高裁の民事部での判断であり、実務家としては、同種事案において著作権を含む知的財産権の侵害が争われることにより、東京地裁知財部や知財高裁が「著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵

¹⁰ 例えば、否定例としては、知財高判平成 24 年 8 月 8 日（平成 24 年（ネ）第 10027 号、釣りゲータウン事件）、大阪高判平成 26 年 9 月 26 日（平成 25 年（ネ）第 2494 号、ディスプレイフォント事件）、知財高判平成 27 年 11 月 10 日（平成 27 年（ネ）第 10049 号、スピードラーニング事件）、知財高判令和 3 年 9 月 29 日（令和 3 年（ネ）第 10028 号、放置少女事件）、知財高判令和 4 年 8 月 31 日（令和 4 年（ネ）第 10035 号、日本の奨学金はこれでいいのか事件）等が挙げられます。

¹¹ 模倣行為の有無について、紙幅の都合上、本脚注でのみ触れることとします。原審は、両スコアで相違する部分に着目し、独自に採譜した可能性を重視している一方、控訴審は、一致部分の不自然性や全体の一致率等に着目し、Y社の意図的な模倣を推認しています。制作者によって必然的に内容の差異（バラつき）が生じる表現物の模倣行為の判断について、後者の認定手法は参考になると考えられます。

¹² 鮑妙堃「バンドスコアの模倣による不法行為の成立を認めた事例」（コピーライト 765 号（2025 年）15-17 頁参照）は、バンドスコア製作について、著作権法が保護しようとする創作性と異なる方向での努力を要するため、北朝鮮著作権事件の規範が示した「異なる法的に保護された利益」の程度が高いと評しています。

害するなどの特段の事情」の射程を審理判断することも期待されます。

(執筆) 弁護士 藤枝 典明

活動

【山口建章 弁護士】	株式会社みらいワークス、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO との共催セミナー「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2025年_Vol.22)」にて、講師をいたしました。(4/23) 「この特許を発明したのは誰？ AI は発明者になる？」
【 U S L F 】	株式会社リバネス主催の「全国知識製造業会議 2025」において、ブース出展及びキーノートセッションへの登壇等を行いました。(4/18)
【永島太郎 弁護士】	株式会社テックデザイン主催のオンラインセミナーにて講師を務めました。(4/16) 「共同研究開発における各種契約で必ず押さえるべきポイント」
【永島太郎 弁護士】	株式会社リバネス主催のセミナーにて講師を務めました。(4/15) 「フードテック系ベンチャーよ、武器をとって落とし穴を飛び越えろ！」
【高瀬垂富 弁護士】	専修大学法科大学院客員教授に就任しました。(4/1)
【高橋正憲 弁護士】	THE INDEPENDENTS 2025年4月号に連載記事が掲載されました。(4/1) 「AI 関連発明の特許出願について(4)」
【藤枝典明 弁護士】	「デジタル時代の契約書作成と締結実務」(中央経済社)に、執筆記事(第2部・第1章等)が掲載されました(3/28)。
【山崎臨在 弁護士】	一般社団法人 Japan Space Law Association のセミナーにおいて講演を行いました。(3/25) 「有人飛行・宇宙ホテルの法的論点」
【山口建章 弁護士】	株式会社みらいワークス、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO との共催セミナー「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2025年_Vol.21)」にて、講師をいたしました。(3/25) 「肖像権を理解しよう～他人の肖像を使うときに知っておくべき基本ルール～」
【高見憲 弁護士】	「特許ニュース」(一般財団法人経済産業調査会)No. 16342(令和7年3月17日)、No. 16343(同18日)に論文が掲載されました。(3/17,18) 「優先権主張の要件について～実施例追加のケースを題材として～(上)・(下)」
【 U S L F 】	弊所が協賛する、世界を変える技術を育成・発掘・成長支援することを目的としたイノベーションプロジェクト「UPDATE EARTH 2025」が東京都千代田区内で開催されました。(3/15)
【高野芳徳 弁護士】	独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、「IPAS(スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業)」の成果発表会「Demo Day」の座談会に登壇しました。(3/14) 「スタートアップとメンタリングチームによる座談会」
【高橋正憲 弁護士】	THE INDEPENDENTS 2025年3月号に連載記事が掲載されました。(3/1) 「AI 関連発明の特許出願について(3)」
【山口建章 弁護士】	株式会社みらいワークス、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO との共催セミナー「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2025年_Vol.20)」にて、講師をいたしました。(2/25) 「企業と大学の間における知財契約のあり方～それぞれの立場の違いから考える～」
【永島太郎 弁護士】	株式会社 R&D 支援センター主催のオンラインセミナーにて講師を務めました。(2/18) 「医薬品ライセンスにおける契約交渉のポイント」
【篠田淳郎 弁護士】	「医療分野の成果導出に向けた研修セミナー」(国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED))にて講演いた

	しました。(2/13) 「医療分野の成果導出に向けた研修セミナー」
【高見憲弁護士】	日本弁理士会関東会主催研修会の講師をいたしました。(2/3) 「営業秘密に関する最近の裁判例」
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2025年2月号に連載記事が掲載されました。(2/1) 「AI関連発明の特許出願について(2)」
【高瀬垂富弁護士、久礼美紀子弁護士】	一般社団法人日本知的財産協会「知財管理」2025年2月号 Vol.75 No.2(No.890)P.256～P261に執筆記事が掲載されました。 「OSS(オープンソフトウェア)の基本と社内利用上の注意点」
【山口建章弁護士】	株式会社みらいワークス、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO との共催セミナー「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2025年_Vol.1)」にて、講師をいたしました。(1/29) 「意匠登録を短時間で理解しよう。～意匠登録制度を活用するための基礎知識～」
【奈良大地弁護士】	特許ニュース No.16307、No.16308(発行元：一般社団法人発明推進協会)に、執筆記事が掲載されました。(1/23,24) 「包袋外の事情による技術的範囲の限定解釈の可否」
【高見憲弁護士】	P A会主催研修会の講師をいたしました。(1/22) 「記載要件」
【丸山真幸弁護士】	Kawasaki-NEDO Innovation Center 主催のセミナーにて、講師を担当いたしました。(1/22) 「特許ワークショップ」
【高瀬垂富弁護士、永島太郎弁護士、阿久津匡美弁護士、山本真祐子弁護士】	第一法規株式会社より書籍が刊行されました。(1/10) 「新版 不正競争防止法コメント」
【U S L F】	一般社団法人首都圏産業活性化協会主催の「TAMA 技術連携交流会@八王子 ～交流・連携そして創造へ～」において、ポスター展示を行いました。(1/10)
【阿久津匡美弁護士】	2023年度にサイバーセキュリティ関係法令検討会構成員としてドラフトの検討に参画しました「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック Ver2.0」が、商事法務から書籍として刊行されました。(1/10)
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2025年1月号に連載記事が掲載されました。 「AI関連発明の特許出願について(1)」
【丸山真幸弁護士】	東京都知的財産総合センター主催のセミナーにて、講師を担当いたしました。(2024 12/8, 2025 1/8) 「知財係争事例セミナー」
【高瀬垂富弁護士、根岸秀羽弁護士】	ビジネス法務 2025年2月号 Vol.25 No.2 P.68～P72に執筆記事が掲載されました。(12/20) 「実務解説「知的財産取引に関するガイドライン」の概要と改正の要点—ひな形の改正点もふまえて」
【篠田淳郎弁護士】	株式会社 R & D 支援センター主催の「共同研究契約等の契約実務の基礎とトラブル防止策【LIVE 配信】～製薬・医療機器・診断薬開発企業を対象にした～」にて講師をいたしました。(12/17) 「共同研究契約等の契約実務の基礎とトラブル防止策」
【高野芳徳弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2024年_Vol.18)」にて講師をいたしました。(12/12) 「何のために特許権・商標権を取得するのか」

【高瀬 亜富 弁護士】	株式会社新社会システム総合研究所主催のセミナーにて講師をいたしました。(12/10) 「生成 AI で勝ち抜くために今押さえるべき法的リスクと対策」
【丸山 真幸 弁護士】	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構主催の NEDO SSA プログラム 集合研修にて講師をいたしました。(12/4) 「これだけは知っておきたい 実務に生かせる知財戦略の基礎知識 ～知財実務編～」
【高橋 正憲 弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024 年 12 月号に執筆記事が掲載されました。(12/1) 「AI 関連発明の権利行使時の留意点(2)」
【 U S L F 】	東京都及び一般社団法人スタートアップ・エコシステム協会主催の「Startup Ecosystem Summit 2024」において、ブース出展及びライトニングトークへの登壇を行いました。(11/29)
【丸山 真幸 弁護士】	UntroD Capital Japan 株式会社及び一般社団法人京都知恵産業創造の森主催の D-Break (Growth Kyoto)にて講師をいたしました。(11/22) 「D-Break (Growth Kyoto) これだけは知っておきたいテック系スタートアップのための知財戦略」
【永島 太郎 弁護士】	株式会社情報機構主催のオンラインセミナーにて講師をいたしました。(11/19) 「はじめて学ぶ秘密保持契約・共同研究開発契約の結び方と留意点」
【高橋 正憲 弁護士】	中部経済産業局主催の「知財×経営セッション in 名古屋」第 2 回講座にて講師をいたしました。(11/18) 「知財×経営セッション in 名古屋」
【篠田 淳郎 弁護士】	株式会社情報機構主催の「共同研究開発を進める上での基礎知識と、交渉・契約・書類作成時の留意点 ～医薬、医療機器、バイオ分野を中心に～」にて講師をいたしました。(11/13) 「共同研究開発を進める上での基礎知識と、交渉・契約・書類作成時の留意点」
【高橋 正憲 弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024 年 11 月号に執筆記事が掲載されました。(11/1) 「AI 関連発明の権利行使時の留意点(1)」
【山口 建章 弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2024 年_Vol.16)」にて講師をいたしました。(10/22) 「契約書チェックの効率化を目指せ！」
【和田 祐造 弁護士】	AIPPI World Congress Hangzhou 2024 において、パネルディスカッションに登壇いたしました。(10/19～10/22) 「Trade Mark Exhaustion: Beware of Losing Your Monopoly」
【山崎 臨在 弁護士】	内閣府主催の宇宙ビジネスコンテスト S-booster2024 において講演を行いました。(10/2) 「宇宙×特許」
【高橋 正憲 弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024 年 10 月号に執筆記事が掲載されました。(10/1) 「AI 関連発明の特許出願時の留意点(12)」
【高橋 正憲 弁護士】	株式会社 NEXT RdLAB 主催の「NEXT RdLAB セミナー」にて講師をいたしました。(9/27) 「創業初期におさえておきたい知財のイロハ」
【山口 建章 弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会(2024 年_Vol.15)」にて講師をいたしました。(9/26) 「契約書チェックの効率化のヒント ～知っているのと得する契約の基礎知識～」
【高橋 正憲 弁護士】	熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアム主催の「熊本テックプランター2024 リアルテックスクール」にて講師をいたしました。(9/20)
【石橋 茂 弁護士】	特許ニュース No.16226、No.16227（発行元：一般社団法人発明推進協会）に、執筆記事が掲載されました。(9/19,20) 「裁判例にみる商標の普通名称化」

【藤田達郎弁護士】	日本弁理士会関東会主催の知財サロン(第2回)にてパネルディスカッションのパネラーをいたしました。(9/18) 「スタートアップ企業と他事業者の連携」
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024年9月号に執筆記事が掲載されました。(9/1) 「AI関連発明の特許出願時の留意点(11)」
【根岸秀羽弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会」にて講師をいたしました。(8/20) 「生成AIを安全に利用したい！～著作権侵害リスクを回避するために～」
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024年8月号に執筆記事が掲載されました。(8/1) 「AI関連発明の特許出願時の留意点(10)」
【篠田淳郎弁護士】	株式会社情報機構主催のセミナーにて講師をいたしました。(7/30) 「共同研究開発を進める上での基礎知識と、交渉・契約・書類作成時の留意点 ～医薬、医療機器、バイオ分野を中心に～」
【石橋茂弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会」にて講師をいたしました。(7/23) 「登録商標について権利行使ができなくなってしまう！普通名称化を防ぐ方法」
【永島太郎弁護士】	株式会社情報機構主催のオンラインセミナーにて講師をいたしました。(7/23) 「生成AIを巡る法的諸問題の整理と企業・組織としてのガイドライン検討指針 ～なにがどうなると誰の権利侵害になるのか？～」
【稲垣紀穂弁護士】	特許ニュース No.16183、No.16184（発行元：一般社団法人発明推進協会）に、執筆記事が掲載されました。(7/18,7/19) 「特許権の行使と独占禁止法の抵触について」
【高瀬垂富弁護士】	株式会社新社会システム総合研究所主催のセミナーにて講師をいたしました。(7/12) 「伝統的な著作物から生成AIによる生成物まで 実務に役立つ！著作権法の基礎と応用 ～具体的な事例・裁判例で「相場感」を掴む～」
【高橋正憲弁護士】	フジテレビ(FOD)より経済再生担当大臣の新藤様他との座談会の様子が配信されました。(7/1～) 「スタートアップが創る未来の世界～UPDATE EARTHで見つけた200の種～」
【鮫島正洋弁護士】	Attorney's MAGAZINE No.89 2024年7月1日号にインタビュー記事が掲載されました。(7/1) 「Human History 弁護士の肖像」
【鮫島正洋弁護士、高瀬垂富弁護士、高橋正憲弁護士、阿久津匡美弁護士、石橋茂弁護士、宅間仁志弁護士、永島太郎弁護士、山崎臨在弁護士、篠田淳郎弁護士、森下梓弁護士、梶井啓順弁護士、藤田達郎弁護士、】	日本加除出版株式会社より書籍が刊行されました。(6/28) 「オープンイノベーション時代の技術法務 スタートアップの知財戦略とベストプラクティス」

丸山真幸弁護士、 杉尾雄一弁護士、 後藤直之弁護士、 市橋景子弁護士、 根岸秀羽弁護士、 藤枝典明弁護士】	
【山口建章弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会」にて講師をいたしました。(6/25) 「知的財産権侵害の実務対応(3)」
【永島太郎弁護士】	株式会社 R&D 支援センター主催のオンラインセミナーにて講師をいたしました。(6/20) 「事例を交えて学ぶ共同研究契約・共同出願契約等に関するポイントと実践的対処方法～AI を研究・開発テーマとする場合の知財条項の考え方を含めて～」
【鮫島正洋弁護士、 篠田淳郎弁護士】	請求人代理人として関与しておりました裁定請求第 1 号事件(2021-1)について和解が成立し記者発表が行われました。(5/30)
【永島太郎弁護士】	株式会社情報機構主催のオンラインセミナーにて講師をいたしました。(5/27) 「医療機器に関する法的問題を理解するためのはじめの一步 ～薬機法を含め医療機器に関する法律知識を幅広く手軽に入手されたい方に～」
【山口建章弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会」にて講師をいたしました。(5/21) 「知的財産権侵害の実務対応(2)」
【鮫島正洋弁護士、 高橋正憲弁護士、 阿久津匡美弁護士、 藤田達郎弁護士、 杉尾雄一弁護士、 市橋景子弁護士、 奈良大地弁護士、 多良翔理弁護士】	旬刊商事法務 No.2358 2024 年 5 月 5 日・15 日号に執筆記事が掲載されました。(5/15) 「オープンイノベーションの現場から〔下〕—スタートアップとの連携を円滑に進めるための留意点を探る」 Ⅲ 「オープンイノベーション促進のためのマナーブック」とは Ⅳ 具体例から考えるスタートアップ連携を円滑に進めるための方法 Ⅴ オープンイノベーション促進のためのガバナンスおよび内部統制
【山崎臨在弁護士】	内閣府主催の宇宙ビジネスコンテスト S-booster2024 の法律メンターに就任しました。(5/10)
【鮫島正洋弁護士、 柳下彰彦弁護士】	旬刊商事法務 No.2357 2024 年 4 月 25 日号に執筆記事が掲載されました。(4/25) 「オープンイノベーションの現場から〔上〕—スタートアップとの連携を円滑に進めるための留意点を探る」 Ⅰ 大企業にとってのオープンイノベーションの必要性和潮流 Ⅱ 「新たな事業開発」を成功に導くためのオープンイノベーションの方法論(概説)
【高橋正憲弁護士】	特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ主催の「北海道インデペンデンツクラブ 第 575 回 事業計画発表会」にて講師をいたしました。(4/19)
【鮫島正洋弁護士】	税経通信 2024 年 5 月号に執筆記事が掲載されました。(4/10) 「ニッチトップになるための中小企業の知財戦略—知財専門家との協業場面において知っておいた方がいい知財知識」
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024 年 4 月号に連載記事が掲載されました。(4/1) 「AI 関連発明の特許出願時の留意点(6)」

【阿久津匡美弁護士】	I N P I T (独立行政法人工業所有権情報・研修館)加速的支援アドバイザーボード委員に就任いたしました。(4/1)
【山口建章弁護士】	株式会社みらいワークスと株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催の「毎月開催！企業の知財戦略を強化するための勉強会」にて講師をいたしました。(3/26) 「知的財産権侵害の実務対応(1)」
【鮫島正洋弁護士】	ビジネス法務 2024年5月号の「特集1 秘密保持契約のベストプラクティス」に執筆記事が掲載されました。(3/21) 「秘密保持契約の心得」
【鮫島正洋弁護士、高橋正憲弁護士、杉尾雄一弁護士】	一般財団法人経済産業調査会主催のオンラインセミナーにて講師をいたしました。(3/6) 「知財を活用してオープンイノベーションを成功に導く契約実務の勘所」
【丸山真幸弁護士】	独立行政法人 工業所有権情報・研修館主催の IP モチベーション育成研修プログラムにて講師をいたしました。(3/2,7/13) 「これだけは知っておきたい特許手続きの基礎」
【 U S L F 】	弊所が協賛する、世界を変える技術を育成・発掘・成長支援することを目的としたイノベーションプロジェクト「UPDATE EARTH 2024」が前橋市内で開催されました。(3/2)
【丸山真幸弁護士】	UntroD Capital Japan 株式会社及び一般社団法人京都知恵産業創造の森主催の D-Break (Growth Kyoto)にて講師をいたしました。(3/1,3/15) 「知財戦略の立案・知財戦略の運用」
【高橋正憲弁護士】	THE INDEPENDENTS 2024年3月号に執筆記事が掲載されました。(3/1) 「AI 関連発明の特許出願時の留意点(5)」

「技術法務で、日本の競争力に貢献する」

それが我々の存在意義です。

内田・鮫島法律事務所(USLF)は、知財法務を含む技術系企業のための企業法務の専門家グループです。IT、エレクトロニクス、材料工学などのテクノロジーに関する専門知識だけでなく、知財実務・IT実務・ファイナンス法務など多岐にわたる法務経験を兼ね備えた弁護士が、「技術」の本質的理解を基に法律論にとどまらないビジネス的な見地からのアドバイスをいたします。知財系、IT系の法律問題は、私たちにお任せください。

